

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(特許法等の適用に関する経過措置)
第十三条 機構は、次の各号に掲げる特許料、割増特許料、手数料、登録料及び割増登録料の納付については、それぞれ当該各号に定める規定の政令で定める独立行政法人とみなす。

一 機構の成立前に宇宙科学研究所について国がした商標登録出願及び商標権の存続期間の更新登録の申請に係る登録料、割増登録料及び手数料
二 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四十条第三項(同法第四十一条の二第五項において準用する場合を含む。)

(特許法施行令及び商標法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 附則第十三条の規定は、前二条の規定の施行前に航空宇宙技術研究所がした特許出願、国際出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び商標権の存続期間の更新登録の申請に係る特許料、割増特許料、手数料、登録料及び割増登録料の納付について準用する。

(平成一五年八月二九日政令第三十九号)抄
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一五年九月一〇日政令第三十九号)抄
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成一五年九月一〇日政令第三十九号)抄
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一五年九月一〇日政令第三十九号)抄
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成一七年七月一三日政令第三十九号)抄
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年一〇月二七日政令第三十九号)抄
この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
1 この政令は、別表第三十五類の項の改正規定による。

は、意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

(係属中の商標登録出願等に係る経過措置)
この政令の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 意匠法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願(前項に規定する商標登録出願又は防護標章登録出願を除く。)に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

4 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

5 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

6 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

7 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

8 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

9 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

10 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

11 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

12 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

13 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

14 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

15 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

16 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

附 則 (令和五年一月二九日政令第三十八号)
この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。ただし、第二条中商標法施行令第三条第二項の改正規定及び同令第七条を同令第八条とし、同令第六条の次に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中特許法等関係手数料令第三条の二を同令第三条の三とし、同令第三条の次に一条を加える改正規定及び同令第四条第三項の表の改正規定は、同法附則第一条规定第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年一月一日)から施行する。

17 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

18 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

19 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

20 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

21 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

22 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

23 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

24 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

25 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

26 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

27 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

28 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

29 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

30 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

31 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

附 則 (令和五年一月二九日政令第三十九号)
この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。ただし、第二条中商標法施行令第三条第二項の改正規定及び同令第七条を同令第八条とし、同令第六条の次に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条第三項の表の改正規定は、同法附則第一条规定第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年一月一日)から施行する。

32 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

33 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

34 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

35 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

36 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

37 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

38 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

39 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

40 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

41 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

42 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

43 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

44 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

45 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

46 (特許法等の一部を改正する法律の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

第十七類 電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック

革及びその模造品、旅行用品並びに馬具

金属製でない建築材料

ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維

家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製

織物用の糸

裁縫用品

被服及び履物

がん貝、遊戯用具及び運動用具

床敷物及び織物製でない壁掛け

加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料

動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物

加工していらない陸産物、生きてい

る動植物及び飼料

アルコールを含有しない飲料及び

ビール

第十八類 第十九類

第二十類

第二十一類

第二十二類

第二十三類

第二十四類

第二十五類

第二十六類

第二十七類

第二十八類

第二十九類

第三十類

第三十一類

第三十二類

第三十三類

第三十四類

第三十五類

第三十六類

第三十七類

第三十八類

第三十九類

第四十類

第四十一類

第四十二類

第四十三類

第四十四類

第四十五類

第四十六類

第四十七類

第四十八類

第四十九類

第五十類

第三十 八類	第三十 九類	第四十類	第四十 一類	第四十 二類	第四十 三類	第四十 四類	第四十 五類
輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配	物品の加工その他の処理	教育、訓練、娛樂、スポーツ及び文化活動	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウエアの設計及び開発	飲食物の提供及び宿泊施設の提供	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務	